

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年－5 (3.2.22)	総 務	<p>国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>政権与党は、日本の国旗を意図的に破壊や汚損させた場合の対応について、刑法を改正して処罰規定を設けること（以下「本改正」という。）を検討する考えを示した。</p> <p>その背景に、日本の現行刑法には、外国の国旗に係る破壊や汚損についての処罰規定はあるものの、日本の国旗については規定がないことがある。本改正と同様の改正案は、過去に国会に提出されているが、廃案になっている。</p> <p>しかし、本改正は、以下に論ずるとおり、重大な問題がある。</p> <p>刑法第92条には外国国章損壊罪が定められている。その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で「その国（外国）の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損」することである。</p> <p>これらの行為は、「外国の威信、尊厳、表徴の効用を滅失又は減少せしめる」とした上で、本条の保護法益は、日本と外国との間の円滑な国交の保持にあるとされる。自らの国の国旗が、仮に毀損、破壊、汚損されたからといって、それが外交問題に発展することは考えがたく、外国の国章損壊と、自国のそれを同列に論じることはできない。</p> <p>一方、日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」として、表現の自由を定める。自らが、国家によって不利益を受けている場合、又は、たとえば今の新型コロナウイルスに係る政府の対応に納得がいかないとする場合、それに対する批判の手法として、人々が、その象徴である国旗に批判の矛</p>	<p>足羽 佑太 (倉吉市)</p> <div data-bbox="1323 400 2013 1035" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">本会議(R3.3.26)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>刑法への日本国旗損壊等に対する処罰規定の新設については、2012年5月に議員立法として提出されたものの、衆議院の解散により国会で審議されないまま廃案となった経緯があり、本年1月に自由民主党の有志国会議員から自由民主党本部に対し、同法律案について、国会への再提出の要請があったものと承知している。</p> <p>現時点において、同法律案が国会へ再提出されていないこと、また今後、国会へ同法律案が再提出されるに至った場合においては、国会で慎重に審議されるものであることから、本県議会において意見書を提出する必要性は認められない。</p> <p>といった意見などがあり、不採択と決定いたしました。</p> </div>	不採択 (3.3.26)

総務教育常任委員会・陳情

	<p>先を向け、自身の意思を表現することは、論理上ありうる。</p> <p>もちろん、他人の保有する国旗を汚損などしてはならないのであるが、そもそも日本では、所有権絶対の原則のあらわれとして、自らの財物を、煮て食おうが焼いて食おうが、捨てようが自由なのである。民法第206条には、所有者が、自らの財産について、それを自由に使用、収益及び処分をする権利を有していることが明文に規定されている。本改正は、このように、自らの所有する国旗についても適用が及びかねず、財産権への不当な制約になることは明らかである。</p> <p>また、国旗に対する破壊や汚損が、国旗や国家への不敬にあたる、その名誉を害するとして処罰するとなれば、憲法第19条の規定する、思想・良心の自由に抵触するおそれもある。国家を好きであろうが、嫌いであろうが、敬意を示そうが示さまいが、それは個人の自由である。</p> <p>ところで、アメリカの重要判例として、テキサス州対ジョンソン裁判がある。すなわち、1989年6月21日、米国最高裁が、米国国旗を燃やす行為について、合衆国憲法修正第1条の「言論の自由」として保障されると判断したものである。</p> <p>事案の概要はこうである。グレゴリー・リー・ジョンソン氏が、1984年、アメリカのテキサス州ダラスで、レーガン大統領の政策に反対するべく、市庁舎の前で国旗を焼いたものである、初審では、ジョンソン氏の所為が、州法の禁ずる国旗冒瀆にあたると判示されたが、上訴審であるテキサス州刑事上訴裁判所は、これを覆した。さらに、最高裁もこれを支持したのである。</p> <p>そもそも、国旗とはなんだろうか。それは、その国を表現する、一枚の紙切れないし布にすぎない。一方、その国には、たくさんの、生身の人間が暮らしているのである。国旗を焼こうが、国旗を汚そうが、死ぬ人は誰もいない。実害はない。しかし、国の舵取りを間違えれば、とりわけ</p>		
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		<p>このコロナ対応もそうで、人が本当に死んでしまうのである。たとえば、今の日本のコロナ対応に文句をいいたい人が、その表現行為、思想・良心の自由の一環として、国旗を破壊したら、それで自由を奪われるというのは、国民が許すだろうか。本末転倒である。</p> <p>罰則をもって無理やりその国に敬意を示せ、国旗が金科玉条であるというのではなく、そもそも、そのようなことをせずとも、国家に自ら誇りを持てるような、そういった社会の構築こそが先決ではないか。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会として、国旗の破壊や損壊に係る処罰規定の新設について、これに反対する意見書を提出すること。</p>		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情